

平成31年度就学援助費給付制度について

草津市教育委員会

草津市では、市立小・中学校または市内に住所を有し、国立・県立・私立小・中学校に在学する子どもの就学に必要な学用品費や学校給食費等の経費の一部を申請に基づき給付する就学援助費給付制度を実施しています。

該当すると思われる方で受給を希望される場合は、下記要領で申請してください。ただし、要件によっては認定されない場合もあります。当初申請にかかる認定結果については所得確定後、審査を行い6月下旬ごろに通知します。

申請手続きは年度途中でもできますが、支給額が変わります。また、申請手続きは毎年度必要ですのでご注意ください。なお、年度ごとに審査しますので、前年度に受給していても今年度は認定されない場合もあります。

1. 申請受給できる方

- ・現在、生活保護を受けている
- ・児童扶養手当が支給されている
- ・経済的に困りで子どもの就学に支障がある(平成30年中における世帯全員の収入が市で定める基準以下の家庭)

例【注意:あくまでも目安です。生活保護基準の改定により、今後変動する可能性がありますのでご了承ください。申請後、個別に審査を行います】

- (1) 父 35 歳・母 35 歳・子ども 6 歳(小学 1 年生)
所得額 約 2,500,000 円
- (2) 父 50 歳・母 45 歳・子ども 13 歳(中学 2 年生)・子ども 10 歳(小学 5 年生)
所得額 約 3,400,000 円
- (3) 祖父 78 歳・祖母 71 歳・父 43 歳・母 46 歳・子ども 18 歳・子ども 12 歳(中学 1 年生)
所得額 約 4,100,000 円

注意1 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。生計を一にする世帯員(住民票上で同一の世帯)全員の所得を合算します。

注意2 借家の場合は、基準額に家賃(共益費等を除く)を加算します。ただし上限があります。

2. 援助する経費(生活保護受給中の方は、※のみ給付します)

- ① 学用品費など(学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費を一定の単価で支給)
- ② 新入学児童・生徒学用品費等(一定の単価で支給。当初申請の方のみ)
- ③ 宿泊を伴う校外活動費(交通費・見学料を一定の単価の範囲内で支給)
- ※④ 修学旅行費(交通費・宿泊料等を一定の単価の範囲内で支給)
- ⑤ 学校給食費(第2～4期については、学校長の口座へ支給)
- ※⑥ 医療費(う歯など、学校での健診で指摘があり、医療費援助の対象となる治療について、医療券を交付)
- ⑦ 体育実技用品費(柔道着)(中学1年生で初回購入分を一定の単価の範囲内で支給)

3. 申請用紙等の交付場所

就学される小・中学校または教育委員会事務局学校教育課(草津市役所6階)

4. 申請の方法および提出場所

申請を希望される方は、就学援助費認定申請書(兼世帯票)と就学援助費給付申請書(兼世帯票)に必要事項を記入、押印し、就学される学校に提出してください。

(提出書類は裏面参照)

◎ 申請理由と提出書類

	申請理由	提出書類	注意事項
1	現在、生活保護を受けている	申請書のみ	
2	経済的に困っており子どもの就学に支障がある(平成30年中における世帯全員の収入が市で定める基準以下の家庭)	<p>●1月1日時点で、草津市内に住所がある方は、申請書のみ提出。 (未申告の方は、所得の確認が出来ないので、必ず確定申告を行ってください)</p> <p>ただし、借家・賃貸アパート等にお住まいの場合は家賃額がわかる<u>契約書の写し</u>が必要。</p> <p>● 1月1日時点で、他市町に住所があった方は、申請書と平成31年度所得証明書(6月1日以降に所得確定したものを、その住所地より取り寄せていただく必要があります。)を提出。</p> <p>申請書は期日までに提出し、証明書が発行できない期間は所得確定後、後日提出となります。</p> <p>ただし、借家・賃貸アパート等にお住まいの場合は家賃額がわかる<u>契約書の写し</u>も必要です。</p>	<p>注①同一世帯(住民票上で同一の世帯)で所得のある方全員の所得を合算します。</p> <p>注②平成30年中のすべての収入が対象。</p> <p>注③平成31年度所得証明書は6月1日以降に所得確定したものを1月1日時点在住の市町村で発行し、提出してください。(他市町のみ)</p> <p>注④家賃額は共益費、駐車場代など除いた金額です。基準額に加算される為、必ず契約書の写しを添付してください。</p>

5. 支給方法等

就学援助費の支給については、下表のとおり3か月分を一括してその翌月末まで(例:4, 5, 6月分をまとめて7月に支払い)に指定の口座へ振り込みます。ただし、第2期以降の学校給食費については、学校長の口座へ振り込みます。振込日については、別途通知します。

また修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費については、各学期末に各学校へ費用等の確認を行い、それ以降の振込月に支払います。(実施月＝該当月ではありません。)

なお、当該制度は、対象世帯に就学関係費用の一部を援助するものであり、各学校から請求される学校徴収金の支払いを免除するものではありません。学校徴収金は各自で学校の指定する日に口座振替等により納入していただく必要があります。

また、学校長に支払うべき学校徴収金の納入が滞ったときは、就学援助費は学校長の口座へ振り込む場合があります。

区分	該当月	振込月
第1期	4、5、6月分	7月末
第2期	7、8、9月分	10月末
第3期	10、11、12月分	1月末
第4期	1、2、3月分	3月末

※当初申請の認定が確定するまでの期間(所得確定し審査するまでの4～6月分)は給食費が口座より引き落とされますが、6月末に認定が決定したら7月末に指定された口座に振り込ませていただきます。7月以降は給食費を就学援助費から学校長の口座へ振り込むことになっています。

ただし、毎年申請いただくため、給食費の4～6月分(審査期間中)は口座より引き落としがあるのでご注意ください。

6. 問い合わせ先

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
 草津市教育委員会 学校教育課 学事係 (市役所6階)
 電話077-561-2421(直通)